

防府市成年後見制度利用促進検討会設置要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進を図り、もって地域福祉の増進に寄与するために必要となる事項を協議するため、防府市成年後見制度利用促進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項（以下「協議事項」という。）を協議するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) 検討会の運営方法その他成年後見制度の利用促進に関し検討会が必要と認める事項

(委員)

第3条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者（法人及び団体にあつては、当該法人又は団体の長が指定する者）で構成する。

- (1) 山口県弁護士会
- (2) 山口県司法書士会
- (3) 山口県社会福祉士会
- (4) 防府市社会福祉協議会
- (5) 防府市地域包括支援センター
- (6) 防府市健康福祉部高齢福祉課長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項に掲げる委員が、その職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(検討会の運営)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によって選出し、

副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 5 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 6 会議の議決の方法は、全会一致を原則とする。

（意見の聴取）

第5条 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員及び意見の聴取のため会議に出席を求められた者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は、防府市健康福祉部に置く。

- 2 事務局の運営は、防府市健康福祉部高齢福祉課、障害福祉課及び社会福祉課により行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 3 この要綱による最初の会議は、第4条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。